（三）法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分を与えられない者		施設建築物の一部について借家権を与えられない者		建築施設の部分を与えられない者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となつている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物										宅地（指定宅地を除く。）、借地権、建築物又は借家権の価額				
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	宅地			借地権		建築物					宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計
				所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積					

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

㈣～㈦　［略］

㈧　権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期

㈨・㈩　［略］

（十一）　法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

（三）法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分を与えられない者		施設建築物の一部について借家権を与えられない者		建築施設の部分を与えられない者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となつている建築物										宅地、借地権、建築物又は借家権の価額				
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	宅地			借地権		建築物					宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計
				所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている土地の所在及び地番	借地権の目的となつている土地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積					

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

㈣～㈦　［同左］

㈧　権利変換期日、土地明渡しの予定時期及び工事完了の予定時期

㈨・㈩　［同左］

［様式を加える。］